

## 資料一覧

次第

平成26年度第二回運営審議会資料一覧

- ・資料第1号 認知症ケアパスの作成に向けた認知症実態調査の概要について
- ・参考資料1 認知症ケアパス作成事務の流れ
- ・参考資料2 認知症ケアパスパンフレットの構成案

平成 26 年度 第 2 回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会 次第

日時 平成 27 年 3 月 17 日（火） 午前 10 時  
会場 教育委員会室

---

1 開会

2 議事

- (1) 諮問第 1 号 認知症ケアパスの作成のために行う認知症実態調査に係る個人情報の目的外利用について及び目的外利用をしたことの本人通知の省略について

- (2) その他

3 閉会

## 認知症ケアパスの作成に向けた認知症実態調査の概要について

## 1 背景

厚生労働省は、平成24年度に過去10年間の認知症施策の再検証に基づく「今後の認知症施策の方向性について」を公表し、今後目指すべき基本目標とその実現のための認知症施策の方向性を示すとともに、具体的な対応方針の第一として、認知症の人ができる限り住み慣れた自宅で暮らし続け、また、認知症の人やその家族が安心できるよう、認知症ケアパス（ニーズ等に応じた適切なサービス提供の流れを作り、それを示していくこと）の作成・普及を推進することとした。

以後、厚生労働省の認知症施策に関する各種計画において、区市町村による認知症ケアパスの作成・普及や認知症ケアパスの市町村介護保険事業計画（介護保険法第117条）への反映等の活用が盛り込まれたことから、現在全国の区市町村においてこれを作成し、または作成の検討を行っているところであり、文京区としても、平成27年度の重点施策として、認知症ケアパス作成・普及事業に取り組むものである。

## 2 事業概要

別紙「認知症ケアパス作成・普及事業」のとおり

## 3 認知症実態調査の内容

## (1) 調査の目的

認知症ケアパスの作成においては、地域の高齢者の状態像やその地域に不足している社会資源の整備状況の的確な把握が不可欠である。

このため、介護や医療に係る統計的データの活用のほかに、認知症実態調査を実施し、高齢者の生活実態や認知状態、認知症に対する意識、介護サービスの利用状況や意向等を把握し、認知症ケアパスの作成に必要な基礎資料とするものである。

## (2) 調査の種類及び対象者

ア 介護保険の第1号被保険者のうち要介護・要支援の認定を受けていない者の調査

対象者：第1号被保険者約40,000人のうち、要介護・要支援の認定を受けた者約7,500人を除いた約32,500人から無作為抽出した者 3,000人

イ 介護保険の第1号被保険者のうち居宅サービス利用者の調査

対象者：第1号被保険者約40,000人のうち、要介護・要支援の認定を受けた者約7,500人中、介護保険の居宅サービスを利用している者約5,000人から無作為抽出した者 3,000人

## (3) 調査方法

アンケート（郵送配布・郵送回収）方式とする。

## (4) 調査期間

ア 調査票の設計・作成 平成27年4月～5月

イ 調査票の発送・回収 平成27年6月～7月

#### 4 利用する情報

調査対象者を抽出し、抽出された対象者にアンケートを送付するため、介護保険被保険者情報として、65歳以上の区民に係る以下の情報を目的外利用する必要がある。

氏名、生年月日、性別、住所、介護保険被保険者番号、要介護度、認知症高齢者の日常生活自立度、利用している介護保険サービスの種類

##### (1) 介護保険の第1号被保険者のうち要介護・要支援の認定を受けていない者の調査

アンケートの送付対象者の抽出のため、氏名、生年月日、性別、住所、介護保険被保険者番号及び要介護度の有無を利用する。

##### (2) 介護保険の第1号被保険者のうち居宅サービス利用者の調査

アンケートの送付対象者の抽出のため、氏名、生年月日、性別、住所、介護保険被保険者番号、要介護度の有無及び利用している介護保険サービスの種類を利用する。

※ 居宅サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具貸与、短期入所生活介護、短期入所療養介護、居宅療養管理指導、住宅改修費の支給、特定福祉用具購入費の支給、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護

##### (3) アンケート調査終了後の業務

アンケート調査終了後、介護保険被保険者番号を使用し、要介護度及び認知症高齢者の日常生活自立度の情報と突合させ、クロス集計し、分析する。

#### 5 個人情報の利用に係る本人宛通知の省略

認知症実態調査において、介護保険被保険者情報を目的外利用する旨を明示するため、別途個人情報を利用した旨の本人宛通知は行わない。

#### 6 個人情報保護条例上の取扱い

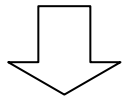
文京区個人情報の保護に関する条例第14条第2項第4号及び第3項ただし書の規定に基づき、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営協議会の意見聴取が必要である。

# 認知症ケアパス作成・普及事業

～認知症になっても出来る限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けることができる社会を目指して～

## 〔 認知症ケアパスとは 〕

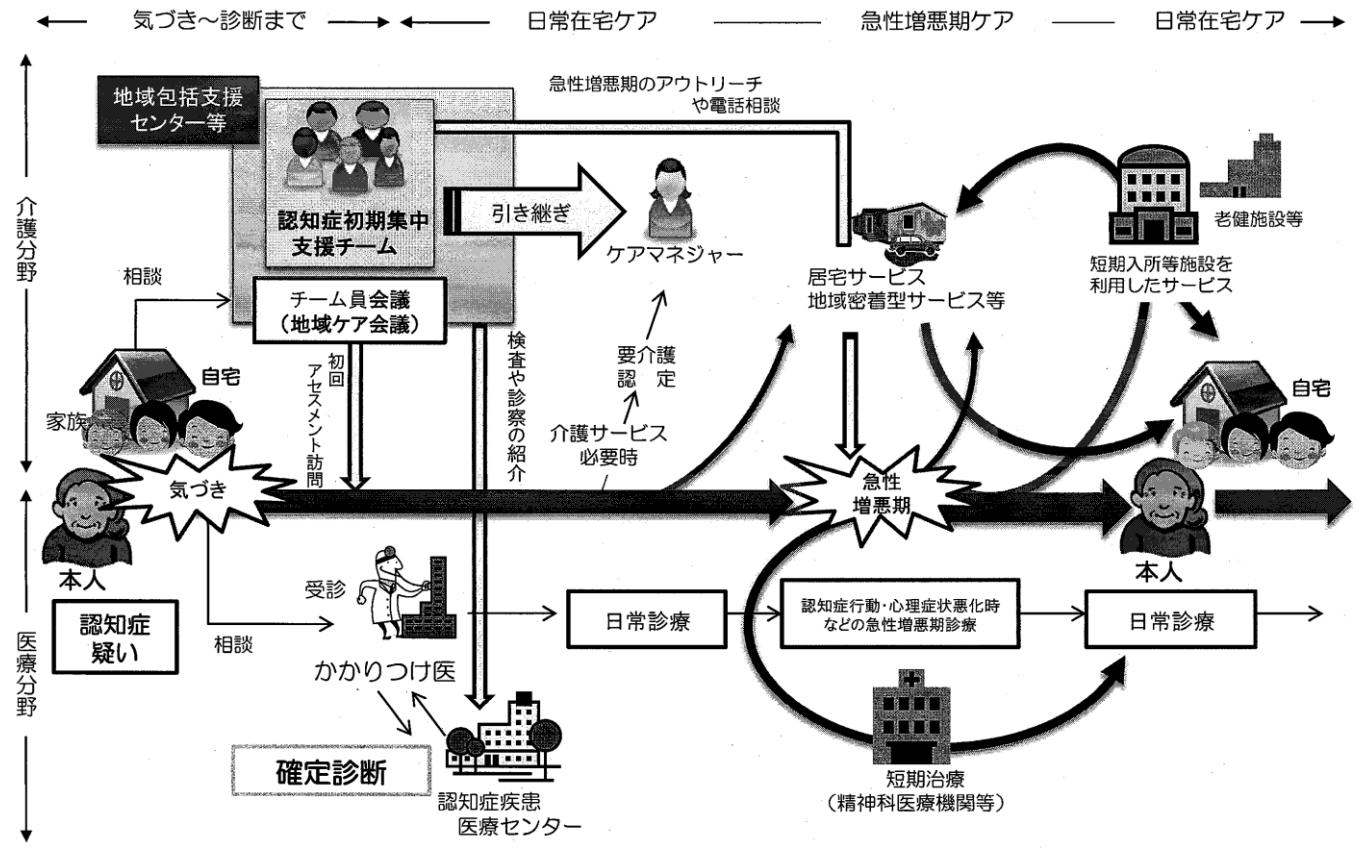
『 認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れ 』



認知症ケアパスの策定において自治体/介護保険者に求められていること

認知症の生活機能障害に応じた支援を体系的に紹介すると同時に、それぞれの役割をわかりやすく示し、認知症の人を地域でいかに支えていくかを明示すること。

## 〔 標準的な認知症ケアパスの概念図 〕



## 〔 認知症ケアパス (care pathway) 作成の背景 〕

国の認知症施策推進5か年計画(オレンジプラン)に基づき作成を推進し、高齢者・介護保険事業計画に反映することが求められている。

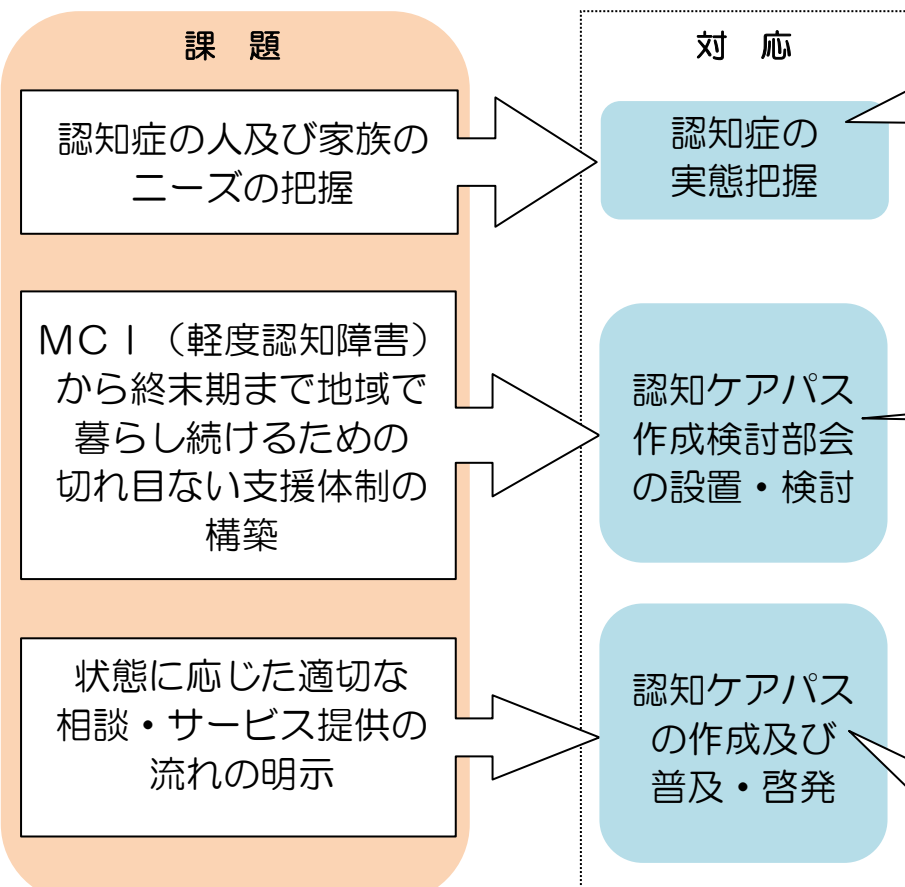
◀ 目指すべき基本目標 = 「ケアの流れ」を変える ▶

従来の“認知症の人は入院か入所へ”という考え方を改め、できる限り住み慣れた地域の良い環境で暮らし続けるという考え方に変わる。



- 認知症の人に対する医療、介護、見守り等の日常生活の支援サービスが地域で包括的に行われる体制を構築する。
- 認知症の人や家族が、状態に応じて、どこに相談すれば良いか、どのような対応やサービスが受けられるのかを分かりやすく示す。

## 〔 認知症ケアパス作成における課題と対応 〕



- 認知症実態調査
  - 生活機能障害の発生により生じるニーズを具体的に把握することを目的とする。
- 既存データの活用
  - 要介護認定データ情報
  - 国保連の審査データ情報
- 社会資源の把握

＜地域包括ケア推進委員会＞  
高齢者・介護保険事業計画の検討

＜認知症ケアパス検討専門部会＞  
・認知症施策の今後の方向性の検討  
・高齢者・介護保険事業計画への反映

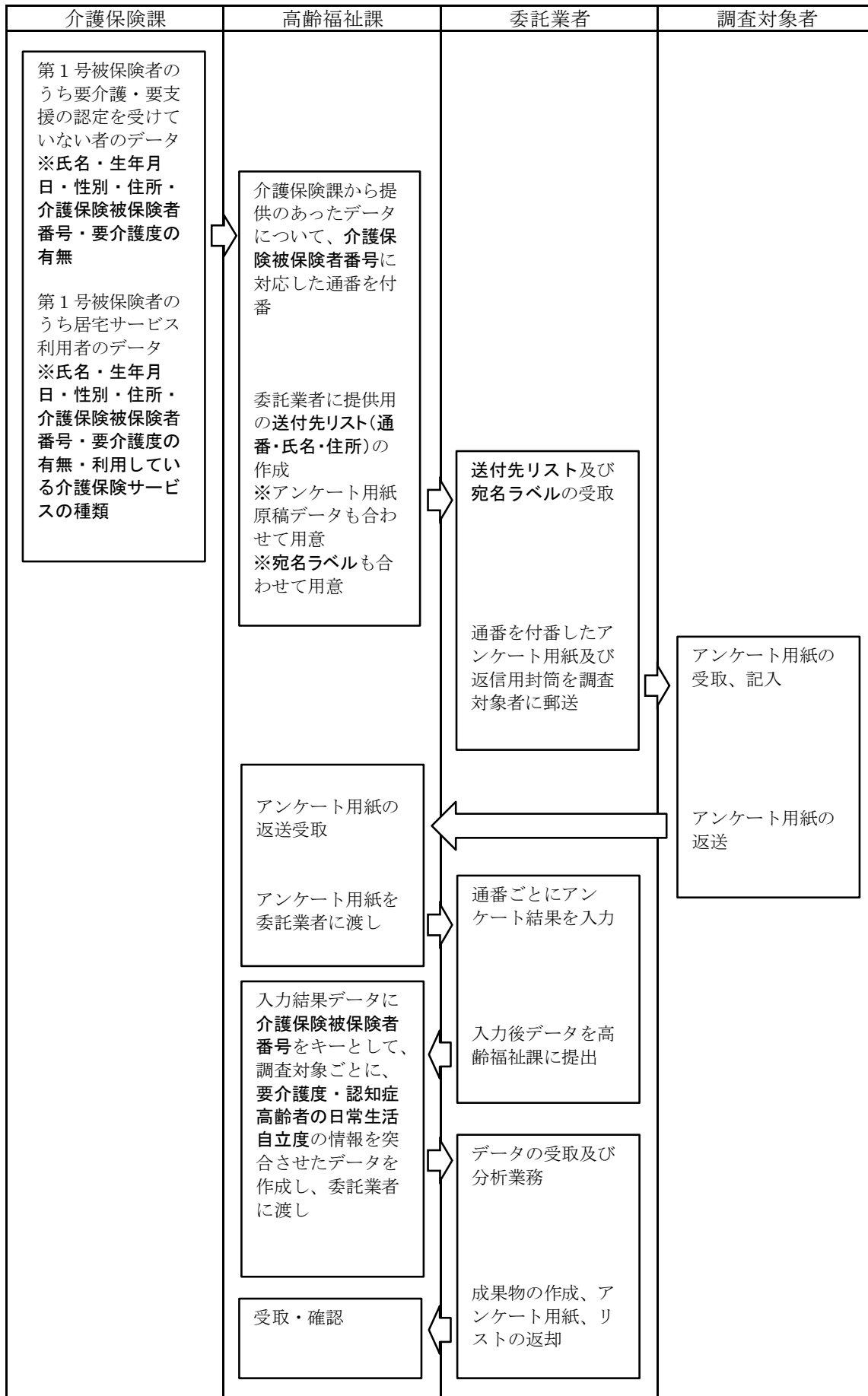
＜分科会＞  
・他職種による医療・介護・福祉等社会資源の検討  
・認知症ケアパスの見える化の検討

認知症ケアパス検討体制

作成および普及・啓発スケジュール

- 27年度 調査・検討、作成、普及・啓発
- 28・29年度 普及・啓発、評価、新たな高齢者・介護保険事業計画への反映の検討
- 30年度 更新 新たな高齢者・介護保険事業計画への反映

認知症ケアパス作成事務の流れ



## 認知症ケアパスパンフレットの構成案

### 1 認知症施策の基本理念

実態調査の結果や既存統計データなどを基に、文京区の課題を認知症ケアパス検討専門部会で検討し、これからの認知症施策の基本理念を明示する。

### 2 文京区の目指す姿

認知症になっても本人の意志を尊重し、本人が希望する暮らしを続けるためのイメージを表現する。

### 3 認知症施策の方向性・目標

基本理念や認知症ケアパスの作成過程で得られた分析結果に基づき、次期高齢者・介護保険事業計画への反映等、今後の認知症施策の方向性・目標への認知症ケアパスの活用を掲載する。

### 4 認知症に関する知識について

漠然としたイメージの中で不安の対象になってしまいがちな認知症について、正しい理解の普及のための基礎知識と、早期診断・早期対応の必要性について掲載する。

### 5 認知症チェックシート

自分でできる認知症の気づきチェックリストを掲載する。

### 6 認知症に関する相談窓口・関係機関

認知症相談窓口である地域包括支援センターや区の相談窓口を掲載する。

### 7 認知症サポート医一覧

東京都で実施している「認知症サポート医養成研修」を修了した区内の認知症サポート医一覧を掲載する。

### 8 認知症を予防する生活習慣

運動・食事・生活の面から認知症を予防する暮らしについて掲載する。

### 9 認知症の経過と対応一覧表

認知症の疑いの時期や認知症の症状による生活機能障害の段階（自立・見守り・要介助・寝たきりの状態）の経過に応じて、対応のポイントや支援体制について一覧表にして掲載する。